

○和洋女子大学学則

昭和 24 年 3 月 25 日認可

第1章 総 則

第1節 目 的

(目 的)

第1条 本大学は、教育基本法及び学校教育法の趣旨に基づき、広く知識を授けるとともに深く専門の学術技芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用能力を展開させ、もって文化の発展と福祉の増進に寄与する有能な女性を育成することを目的とする。

(名 称)

第1条の2 本大学は和洋女子大学と称する。

(自己点検)

第1条の3 本大学の教育研究水準の向上を図り、本大学の教育目的・社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自己点検を行う。

2 自己点検に関する項目・体制等については、別に定める。

第2節 組 織

(構成及び定員)

第2条 本大学に、人文学部、国際学部、家政学部、看護学部を置く。

2 各学部の構成と定員は別表アのとおりとする。

(学部・学科の目的)

第2条の2 各学部・学科の目的は、別表イのとおりとする。

(大学院)

第2条の3 本大学に、大学院を置く。

2 大学院学則は、別に定める。

(図書館、研究所、附属施設)

第3条 本大学に、図書館、研究所その他の附属施設を置く。

2 前項に関する規定は、別に定める。

第3節 教職員組織

(教職員)

第4条 本大学に、次の教職員を置く。

学長、教授、准教授、助教、助手、事務職員及び技術職員。

2 前項のほか、副学長、講師及び必要な教職員を置くことができる。

(教職員の組織)

第5条 教員はいずれかの学部・学科に所属する。その他、教職員の組織に関する規定は別に定める。

第4節 教授会

(教授会)

第6条 本大学に、教授会を置く。

2 教授会は教授、准教授、講師及び助教をもって構成する。ただし、教授会が必要と認めたと

きは、その他の者を出席させることができる。また、必要と判断したときは、学長、副学長、事務局長及びその他の職員に出席を要請することができる。

(教授会の運営及び審議に関する事項)

第7条 教授会の運営及び審議に関する事項は、別に定める。

(大学評議会)

第8条 本大学に、大学評議会を置く。

2 大学評議会に関する事項は、別に定める。

第5節 学年、学期及び休業日

(学年)

第9条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期)

第10条 学年を次の2学期に分ける。ただし、学長は授業の開始終了について変更することができる。

前学期 4月1日から9月20日まで

後学期 9月21日から翌年3月31日まで

(休業日)

第11条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 本学創立記念日(9月27日)

(4) 春期休業日 3月20日から3月31日まで

(5) 夏期休業日 8月1日から9月20日まで

(6) 冬期休業日 12月25日から1月7日まで

2 必要がある場合、学長は、前項の休業日を臨時に変更することができる。

3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

4 第1項の規定にかかわらず、休業日に授業・実習等必要とする場合はこの限りではない。

第2章 学部通則

第1節 修業年限及び在学年限

(修業年限及び在学年限)

第12条 本大学の修業年限は、4年とする。

2 学生は、8年を超えて在学することはできない。

第2節 入学

(入学の時期)

第13条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第14条 本大学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者

(3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科

学大臣の指定した者

(4) 我が国において、外国の高等学校相当として指定した外国人学校を修了した者（12年未満の課程の場合は、さらに、指定された準備教育課程を修了する必要がある）

(5) 高等学校と同等と認定された在外教育施設の当該課程を修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験(旧大検)に合格した者

(入学の出願)

第15条 本大学に入学を志願する者は、本学所定の書類に検定料を添えて願い出なければならない。

(入学者の選考)

第16条 前条の入学志願者の選考については、別に定める。

(入学手続及び入学許可)

第17条 前条の選考の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、指定の期日までに入学金その他の経費を納入しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(外国人学生)

第18条 本大学に入学を志願する外国人志願者があるときは、選考のうえ入学を許可することができる。

第3節 教育課程及び履修方法等

(教育課程)

第19条 教育課程は授業科目を、共通総合科目及び専門教育科目とし、これらを必修と選択並びに自由科目に分け、4年間に配当して教授する。

(卒業の要件)

第20条 別表ウのとおりとする。

(授業科目、単位数、授業の方法)

第21条 各学科における授業科目及び単位数は、別表(1)のとおりとする。

2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

3 文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

4 前条の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、前項の授業の方法により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。

5 前項の実施に関する必要な事項については、別に定める。

(単位及び履修方法)

第22条 各授業科目の単位数は、1単位の履修時間を教室内及び教室外を合わせて45時間とし、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、30時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、15時間の授業をもって1単位とする。

(3) 実験及び実習・実技については、45時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定

める授業科目については、30時間の授業をもって1単位とする。

(単位の授与)

第23条 単位は、授業回数の3分の2以上に出席し、試験に合格した者に与える。ただし、演習については、科目により3分の2以上あるいは4分の3以上、実験・実習・実技科目については、4分の3以上出席するものとする。看護学部の実習は5分の4以上出席するものとする。

2 試験の成績は、S・A・B・C・不合格の5種とし、S・A・B・Cを合格とする。

(既修得単位の取扱い)

第24条 学生が本学に入学する前に大学又は短期大学、その他文部科学大臣が別に定める教育機関（外国の大学又は短期大学に相当するものを含む。以下「大学等」という。次条において同じ。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）については、教育上有益と認めるときは、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとして認定することができる。

2 前項の単位認定は、60単位を超えない範囲で行う。

3 第1項に定めるもののうち、本学の学生以外の者が大学入学資格を有した後、科目等履修生として本学で単位修得し、本学へ入学する場合、その単位数等に応じて、相当期間を修業年限の2分の1を超えない範囲で、修業年限に通算することができる。

4 本条第1項、第2項の単位認定の取扱い、また第3項の修業年限の通算については、別に定める。

(他の大学等における授業科目の履修等)

第25条 本大学において教育上有益と認めるときは、他の大学等との協議により、学生が当該他の大学等の授業科目を履修することを認めることがある。

2 前項の実施に関して必要な事項については、別に定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第26条 本大学において、教育上有益と認めるときは、短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修、その他文部科学大臣が別に定める学修を本大学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることのできる単位数は、第24条及び前条第1項により認められる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

3 前2項の実施に関して必要な事項については、別に定める。

(教職に関する科目及び単位)

第27条 教育職員免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、第20条に規定する授業科目の単位のほか、教育職員免許法及び同法施行規則に規定する単位を修得しなければならない。

(資格)

第28条 前条の規定による所定の科目を履修した者が、所要資格を取得できる教育職員免許状は別表エのとおりとする。

2 学校図書館司書教諭の資格を取得しようとする者は、第27条の規定による授業科目の単位のほか、学校図書館法及び学校図書館司書教諭講習規程に規定する単位を修得しなければならない。

3 司書の資格を取得しようとする者は、第20条に規定する授業科目のほか、図書館法施行規則に規定する単位を修得しなければならない。

4 博物館学芸員の資格を取得しようとする者は、第20条に規定する授業科目の単位のほか、博物館法施行規則に規定する単位を修得しなければならない。

- 5 社会福祉士の受験資格を得ようとする者は、社会福祉士及び介護福祉士法の規定に基づき、所定の科目を履修し、その単位を修得しなければならない。本学が定める授業科目は履修要項に記載する。
- 6 日本語教員養成課程修了証書を得ようとする者は、所定の科目を履修し、その単位を修得しなければならない。本学が定める授業科目は履修要項に記載する。
- 7 保育士の資格を得ようとする者は、児童福祉法施行規則の規定に基づき本学が定める授業科目を履修しその単位を修得しなければならない。本学が定める授業科目は履修要項に記載する。
- 8 社会福祉主事の任用資格を得ようとする者は、社会福祉法の規定及び社会福祉主事の資格に関する科目指定に基づき、本学が定める授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。本学が定める授業科目は履修要項に記載する。
- 9 栄養士の資格を取得しようとする者は、家政学部健康栄養学科の授業科目の単位のほか、栄養士法施行規則に規定する単位を修得しなければならない。本学が定める授業科目は履修要項に記載する。
- 10 前項の規定により、栄養士の資格を取得した者で、家政学部健康栄養学科の管理栄養士に関する授業科目を履修した者にあつては、管理栄養士国家試験の受験資格が与えられる。管理栄養士学校指定規則に基づき本学が定める授業科目は履修要項に記載する。
- 11 家政学部健康栄養学科の食品衛生管理者等任用資格の授業科目を履修した者は、食品衛生法の規定に基づき、食品衛生管理者及び食品衛生監視員の資格が与えられる。
- 12 看護師国家試験受験資格を取得しようとする者は、保健師助産師看護師学校養成所指定規則に基づき、本学が定める授業科目を履修しその単位を修得しなければならない。本学が定める授業科目は履修要項に記載する。
- 13 保健師国家試験受験資格を取得しようとする者は、保健師助産師看護師学校養成所指定規則に基づき、本学が定める授業科目を履修しその単位を修得しなければならない。本学が定める授業科目は履修要項に記載する。

第4節 休学、留学、復学及び退学等

(休学)

第29条 疾病その他特別の理由により3か月以上修学することができない者は、その事実を証明する書類（疾病の場合は、診断書）を添えて、保証人連署のうえ願ひ出て、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病その他特別の理由により、修学することが適当でないと認められる者については、休学命令諮問委員会の審議を経て、学長は休学を命ずることができる。

3 休学命令については、別に定める。

(休学期間)

第30条 休学期間は、当該学年末までとする。ただし、特別の理由のある場合は1年を限度として、休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して4年を超えることはできない。

3 休学期間は、第12条第2項の在学年数に算入しない。

(留学)

第31条 本学と大学間交流協定を締結している外国の大学（以下「協定大学」という。）又は、本学が教育上有益と認める他の高等教育機関への留学については、在学期間として休学することなく、留学することを許可することができる。

2 上記以外の個人留学については、留学中は休学とし、その期間は在学期間として認められない。

3 留学に関する細則は別に定める。

(復学)

第32条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、保証人連署のうえ復学を願い出て、学長の許可を得て復学することができる。

(転専攻等及び転学科、転学部に関する事項)

第33条 転専攻等及び転学科、転学部に関する細則は、別に定める。

(転学)

第34条 他の大学への入学又は転入学を志願しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(退学)

第35条 退学しようとする者は、保証人連署のうえ、学長の許可を受けなければならない。

2 学長は、GPAを基準として適切な指導を行ってなお修学意欲に変化が見られず学修に改善が見られない場合、該当の学生に対して退学勧告を行うことができる。

3 学修指導及び退学勧告については別に定める。

(再入学)

第36条 再入学をしようとする者は、事情を考慮したうえ、学長の許可を得て相当年次に再入学することができる。

2 再入学に関する規定は、別に定める。

(除籍)

第37条 次の各号の一に該当する者は、学部教授会の議を経て学長が除籍する。

- (1) 授業料等の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 第12条第2項に定める在学年限を超えた者
- (3) 第30条第2項に定める休学期間を超えてなお復学できない者
- (4) 1年間以上にわたり行方不明の者
- (5) 死亡の届出があった者

第5節 卒業及び学位

(卒業)

第38条 第12条に定める修業年限に在学し、別表ウに定める所定の単位を取得した者につき、教授会の議を経て学長が卒業を認定し、学位を授与する。

(卒業の時期)

第38条の2 卒業の時期は、学年の終りとする。ただし、在学期間が4年を超える者については、所定の単位を修得した前学期の終りとするすることができる。

(学位)

第39条 本大学を卒業した者に、別表オに定める学士の学位を授与する。

第6節 賞罰

(表彰)

第40条 品行方正、学業優秀な者又は顕彰にふさわしい行為があった者は、教授会の議を経て、学長が表彰する。

2 表彰に関する規定は、別に定める。

(懲戒)

第 41 条 本大学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、学長が懲戒する。

2 懲戒処分内容及び手続については、別に定める。

3 学生懲戒委員会については、別に定める。

第 7 節 研究生、科目等履修生、リカレント教育履修生、特別聴講学生、委託生
(研究生)

第 42 条 本大学において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、選考のうえ研究生として許可することができる。

2 研究生に関する細則は別に定める。

3 研究期間は、1年とする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間を更新することができる。

(科目等履修生)

第 43 条 本大学において、特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、選考のうえ科目等履修生として許可することができる。

2 科目等履修生の規定は別に定める。

(特別聴講学生)

第 44 条 単位互換協定に基づき、本学の科目を履修する他大学の学生を特別聴講学生とする。
(リカレント教育履修生)

第 45 条 本大学において、所定のリカレント教育（履修証明プログラム）を履修することを志願する者があるときは、選考のうえリカレント教育履修生として許可することができる。

2 リカレント教育の規定は別に定める。

(委託生)

第 46 条 公共団体その他の機関から、本大学の特定の授業科目につき修学させるための委託があったときは、選考のうえ委託生として入学を許可することができる。

(交換留学生)

第 47 条 大学間交流協定に基づき、本学において研修を行う外国人学生を、交換留学生として受け入れることができる。

(委託生の履修単位)

第 48 条 委託生として在籍した年数及び履修した科目は、大学の正規の課程による在学年数又は履修単位として認定することはできない。ただし、願い出により履修した授業科目について単位修得証明書を与えることができる。

(研究生等に関する事項)

第 49 条 研究生、科目等履修生、特別聴講学生、リカレント教育履修生、委託生及び外国人学生に関する事項は、別に定める。

第 8 節 検定料、入学金、授業料等
(検定料、入学金、授業料等)

第 50 条 検定料、入学金、授業料等の額は、別表（2）のとおりとする。
(授業料等の納付)

第 51 条 授業料等は、年額の 2 分の 1 ずつを次の 2 期に分けて納付しなければならない。ただし、特別の事情があると認められる者については、延納を認めることができる。延納の手続きに関しては、別に定める。

納 期

前学期 4 月 15 日

後学期 10 月 5 日

(奨学生)

第 52 条 学業、操行ともに優秀な学生で、経済的理由により修学困難な者に対して、学資の貸与又は給付を行うことがある。

2 奨学金に関する規定は、別に定める。

(納付した授業料等)

第 53 条 納付した検定料、入学金、授業料等は、原則として、返付しない。

(退学及び停学の場合の授業料等)

第 54 条 学期の途中で退学し、又は除籍された者の当該学期分の授業料等は、徴収する。

2 停学期間中の授業料等は、徴収する。

(休学の場合の授業料等)

第 55 条 休学期間が前学期若しくは後学期又は全学期にわたる場合は、授業料等は徴収しないこととし、在籍料を徴収する。

2 学期の途中で休学した者の当該学期分の授業料等は徴収する。

第 9 節 学生寮、その他

(学生寮)

第 56 条 本大学に、学生寮を置く。

2 学生寮に関する規定は、別に定める。

(公開講座)

第 57 条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本大学に公開講座を開設することができる。

附 則

1. 本学則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

2. 第 2 条の規定にかかわらず、平成 15 年度から 17 年度までの人文学部日本文学科、発達科学科及び家政学部服飾造形学科、健康栄養学科、生活環境学科の収容定員は次のとおりとする。

学 科	収 容 定 員		
	15 年度	16 年度	17 年度
人文学部			
日本文学科	356 名	376 名	396 名
発達科学科	90 名	180 名	278 名
家政学部			
服飾造形学科	250 名	290 名	330 名
健康栄養学科	260 名	310 名	360 名
生活環境学科	210 名	250 名	290 名

附 則

本学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成16年12月24日から施行する。

附 則

本学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成19年9月25日から施行する。

附 則

本学則は、平成20年1月8日から施行する。

附 則

1. 本学則は、平成20年4月1日から施行する。
2. 人文学部及び家政学部は、平成20年3月31日をもって募集停止し、在学生の卒業をもって廃止する。
3. 入学定員及び収容定員は、第2条の規定にかかわらず平成20年度から22年度の間は、次のとおりとする。

学群・学部	学類・学科	入学定員	3年次 編入学 定員	収容定員		
				平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度
人文学群	英語・英文学類	80	4	80	160	244
	日本文学・文化学類	110	6	110	220	336
	心理・社会学類	130	6	130	260	396
家政学群	服飾造形学類	90	5	90	180	275
	健康栄養学類	120	5	120	240	365
	生活環境学類	90	5	90	180	275
人文学部	英文学科	80	4	248	168	84
	日本文学科	100	4	308	208	104
	国際社会学科	80	4	248	168	84
	発達科学科	90	8	286	196	98
家政学部	服飾造形学科	90	5	280	190	95
	健康栄養学科	100	5	310	210	105
	生活環境学科	80	5	250	170	85

4. 平成19年度までに入学した者及び平成21年度までに編入学した者については、改正前の学則のうち、第2条、第19条、第22条、第25条、第26条、第30条、第33条、第34条、第38条、第42条、第43条の規定が引き続き適用される。

附 則

本学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1. 本学則は、平成22年4月1日から施行する。

ただし、第47条の3第1項リカレント教育履修生及び別表(4)4. 審査料のうち、リカレント教育履修生登録審査料については、平成22年度志願者から適用する。

2. 本学則の施行前において、改正前の学則第4条第1項に規定する「講師」の職位にある者は、この規定にかかわらず、当分の間「講師」の職位を称することができるものとし、同第5条第5項に定める職務に従事するものとする。

3. 前項の者にあつては、第7条第2項及び第3項の規定にかかわらず、改正前の学則(平成21年4月1日)に定める第7条第2項及び第3項の規定を適用するものとする。

附 則

本学則は、平成22年9月21日から施行する。

附 則

本学則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、平成22年度までに入学した者及び平成24年度までに編入学した者については、改正前の学則第30条の規定が引き続き適用される。

附 則

本学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

1. 本学則は、平成26年4月1日から施行する。

2. 人文学群英語・英文学類及び心理・社会学類は、平成26年3月31日をもって募集停止し、在学生の卒業をもって廃止する。

3. 入学定員及び収容定員は、第2条の規定にかかわらず平成26年度から28年度の間は、次のとおりとする。

学群	学類	入学定員	3年次 編入学 定員	収容定員		
				平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度
人文学群	国際学類	120	6	120	240	366
	日本文学文化学類	110	6	452	452	452
	心理学類	70	5	70	140	215
	こども発達学類	70	5	70	140	215
家政学群	服飾造形学類	80	5	360	350	340
	健康栄養学類	120	5	490	490	490
	家政福祉学類	80	5	360	350	340
人文学群	英語・英文学類	80	4	248	168	84
	心理・社会学類	130	6	402	272	136

4. 平成25年度までに入学した者及び平成27年度までに編入学した者については、改正前の

学則のうち、第2条、第2条の2、第20条、第22条、第25条、第26条、第30条、第38条、第38条の3、第43条の規定が引き続き適用される。

附 則

本学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

1. 本学則は平成29年4月1日から施行する。
2. 第26条の別表(1)については、日本文学文化学類、服飾造形学類、健康栄養学類、家政福祉学類は別表(1)-1が適用され、国際学類、心理学類、こども発達学類は別表(1)-2が適用される。
3. 平成28年度までに入学した者及び平成30年度までに編入学した者については、改正前の学則のうち、第22条、第26条が引き続き適用される。

附 則

1. 本学則は、平成30年4月1日から施行する。
2. 第1条の2第2項(設置場所)削除
3. 「学部の構成と定員」「各学部・学科の目的」「卒業の要件」「教員免許状の種類」「学位の種類」については別表とする。
4. (外国人学生)の項目を第7節から第2節に移動
5. 条項番号を整理
6. 入学定員及び収容定員は、第2条の規定にかかわらず平成30年度から32年度の間は、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	3年次編入学定員	収容定員		
				平成30年度	平成31年度	平成32年度
人文学部	国際学科	120	0	492	492	486
	日本文学文化学科	110	0	452	452	446
	心理学科	70	0	290	290	285
	こども発達学科	70	0	290	290	285
	計	370	0	1524	1524	1502
家政学部	服飾造形学科	80	0	330	330	325
	健康栄養学科	120	0	490	490	485
	家政福祉学科	80	0	330	330	325
	計	280	0	1150	1150	1135
看護学部	看護学科	100	0	100	200	300
合計		750	0	2774	2874	2937

7. 平成29年度までに学群・学類で入学した者は学部を学群、学科を学類、専攻を専修として扱う。
8. 平成29年度までに入学した者及び平成31年度までに編入学した者については、改正前の

学則のうち、第2条、第2条の2、第19条、第20条、第21条、第22条、第25条、第26条、第29条、第38条、第38条の2、第42条、第43条の規定が引き続き適用される。

附 則

1. 本学則は、平成31(2019)年4月1日から施行する。
2. 平成30年度に人文学部心理学科に入学した者については、学則別表(2)I-3(2)が適用される。
3. 入学定員及び収容定員は、第2条の規定にかかわらず平成31年度から33年度の間は、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	3年次編入学定員	収容定員		
				平成31年度	平成32年度	平成33年度
人文学部	国際学科	120	0	492	486	480
	日本文学文化学科	110	0	452	446	440
	心理学科	60	0	280	265	250
	こども発達学科	70	0	290	285	280
	計	360	0	1514	1482	1450
家政学部	服飾造形学科	60	0	310	285	260
	健康栄養学科	120	0	490	485	480
	家政福祉学科	110	0	360	385	410
	計	290	0	1160	1155	1150
看護学部	看護学科	100	0	200	300	400
合計		750	0	2874	2937	3000

※国際学科の英語文化コミュニケーション専攻の入学定員は60名とする。

※家政福祉学科の児童福祉コースの履修人数は40名を上限とする。

附 則

1. 本学則は、令和2(2020)年4月1日から施行する。
2. 人文学部国際学科は、令和2年3月31日をもって募集停止し、在学生の卒業をもって廃止する。
3. 入学定員及び収容定員は、第2条の規定にかかわらず令和2年度から4年度の間は、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	収容定員		
			令和2年度	令和3年度	令和4年度
人文学部	日本文学文化学科	110	446	440	440
	心理学科	60	265	250	240
	こども発達学科	70	285	280	280
	計	240	996	970	960
国際学部	英語コミュニケーション学科	60	60	120	180
	国際学科	60	60	120	180
	計	120	120	240	360
家政学部	服飾造形学科	60	285	260	240
	健康栄養学科	120	485	480	480
	家政福祉学科	110	385	410	440
	計	290	1155	1150	1160
看護学部	看護学科	100	300	400	400
人文学部	国際学科	-	366	240	120
合計		750	2937	3000	3000

※家政福祉学科の児童福祉コースの履修人数は40名を上限とする。

4. 平成30年度及び平成31年度に入学した者については、改正前の学則のうち、第2条、第2条の2、第19条、第20条、第21条、第27条、第38条、第39条の規定が引き続き適用される。

附 則

本学則は、令和3(2021)年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、令和4(2022)年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、令和5(2023)年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、令和6(2024)年4月1日から施行する。

附 則

1. 本学則は、令和6(2024)年9月21日から施行する。
2. 別表(2)の維持費については、2024年度入学の学部生から適用される。

(構成及び定員) 第2条第2項 別表ア

学部の構成と収容定員

学部	学科	専攻 コース	入学定員	収容定員
人文学部	日本文学文化学科	日本文学専攻 書道専攻 文化芸術専攻	110	440
	心理学科		60	240
	こども発達学科		70	280
	計		240	960
国際学部	英語コミュニケーション学科		60	240
	国際学科		60	240
	計		120	480
家政学部	服飾造形学科		60	240
	健康栄養学科		120	480
	家政福祉学科	家政福祉コース 児童福祉コース	110	440
	計		290	1160
看護学部	看護学科		100	400
	合計		750	3000

※家政福祉学科の児童福祉コースの履修人数は40名を上限とする。

(学部・学科の目的) 第2条の2 別表イ

学部・学科の目的

人文学部	
人文学部は、人文科学・社会科学の分野において、広く知識を授けるとともに、深く専門の学術を教授し、知的・道徳的及び応用能力を展開させ、もって文化の発展と福祉の増進に寄与する有能な女性を育成することを目的とする。	
日本文学文化学科	日本文学文化学科は、それぞれの専攻において、日本文学及び日本語表現、芸術にかかわる文化学的理論、表象文化及び書道の創作を学び、日本文化の理解のうえに豊かな人間性を涵養することを目的とする。
心理学科	心理学科は、心の働きに関する広い知識と深い洞察に基づいた実践的な技術を修得し、自己に誇りをもち、社会に役立つ実践力をそなえた思いやりのある自立した女性を育成することを目的とする。
こども発達学科	こども発達学科は、子どもとその発達理解を基礎に、幼稚園教育、保育所保育、子育てについての広く、深い学識と高度な実践力を備え、保育の場や地域において、子どもに対する発達支援や家庭支援を行うことができる人材を育成することを目的とする。
国際学部	
国際学部は、異文化コミュニケーションに必要な語学力と、世界の多様な社会文化について認識を深めることで得られる柔軟性とで形成される、グローバルコミュニケーション力を身につけ、異文化交流を促進する事業やグローバルな企業などにおいて活躍する国際感覚豊かな女性を育成することを目的とする。	
英語コミュニケーション学科	英語コミュニケーション学科は、グローバル社会に通用する基礎コミュニケーション力、実践的な英語の運用能力と学術的な知識に基づく表現力と思考力を身につけ、異なる国や地域の人々の文化を理解し、世界に貢献する自立した女性を育成することを目的とする。
国際学科	国際学科は、世界諸地域の社会文化についての深い洞察力と該博な知識により、人種、文化の壁を越え他者との共感を生み出す能力をもち、異文化コミュニケーションに必要な語学力や実務スキルを身につけてグローバルな異文化交流の舞台で活躍する女性を育成することを目的とする。
家政学部	
家政学部は、家政学の分野において、広く知識を授けるとともに、深く専門の学術技芸を教授し、知的・道徳的及び応用能力を展開させ、もって文化の発展と福祉の増進に寄与する有能な女性を育成することを目的とする。	
服飾造形学科	服飾造形学科は、専門知識を活かしたものづくりを進め、豊かな感性と優れた技術を備えた、人間性豊かな女性を育成することを目的とする。
健康栄養学科	健康栄養学科は、管理栄養士に必要な健康と栄養にかかわる高度な専門知識と技術を備え、人々の健康と栄養を支援する人間性豊かな女性を育成することを目的とする。
家政福祉学科	家政福祉学科は、衣・食・住と家族、生命・環境及び福祉といった、生活全般に関わる専門的な知識・技術を修得し、それをを用いて人びとの幸せにも貢献できるような女性の育成を目的とする。
看護学部	
看護学部は、看護学の分野において、広く知識を授けるとともに、深く専門の学術技術を教授し、知的・道徳的及び応用能力を展開させ、もって保健・医療や福祉環境及び地域医療の発展と福祉に	

寄与する有能な看護師を育成することを目的とする。

看護学科 看護学科は、ホスピタリティマインドを基盤として、高度な知識・技術だけでなく、幅広い教養と豊かな人間性を備えた、倫理観のある看護師の育成を目的とする。

(卒業の要件) 第20条、(卒業) 第38条 別表ウ

卒業の要件

人文学部

	日本文学文化学科	心理学科	こども発達学科
卒業要件	124 単位以上	124 単位以上	124 単位以上
共通総合科目	26 単位以上	26 単位以上	26 単位以上
専門教育科目	88 単位以上	90 単位以上	54 単位以上

国際学部

	英語コミュニケーション 学科	国際学科
卒業要件	124 単位以上	124 単位以上
共通総合科目	24 単位以上	24 単位以上
専門教育科目	90 単位以上	90 単位以上

家政学部

	服飾造形学科	健康栄養学科	家政福祉学科
卒業要件	124 単位以上	124 単位以上	124 単位以上
共通総合科目	26 単位以上	26 単位以上	22 単位以上
専門教育科目	88 単位以上	80 単位以上	88 単位以上

看護学部

	看護学科
卒業要件	128 単位以上
共通総合科目	20 単位以上
専門教育科目	108 単位以上

教員免許状の種類

学部	学科	教科等	免許状の種類
人文学部	日本文学文化学科	国語	中学校教諭 1 種免許状 高等学校教諭 1 種免許状
		書道	高等学校教諭 1 種免許状
	こども発達学科	幼稚園教諭	幼稚園教諭 1 種免許状
学国際部	英語コミュニケーション学科	英語	中学校教諭 1 種免許状 高等学校教諭 1 種免許状
家政学部	服飾造形学科	家庭	中学校教諭 1 種免許状 高等学校教諭 1 種免許状
	健康栄養学科	栄養教諭	栄養教諭 1 種免許状
	家政福祉学科	家庭	中学校教諭 1 種免許状 高等学校教諭 1 種免許状

学位の種類

人文学部

学科	学位の種類
日本文学文化学科	学 士 (文 学)
心理学科	学 士 (心理学)
こども発達学科	学 士 (教育学)

国際学部

学科	学位の種類
英語コミュニケーション学科	学 士 (英語コミュニケーション)
国際学科	学 士 (国 際)

家政学部

学科	学位の種類
服飾造形学科	学 士 (家政学)
健康栄養学科	学 士 (家政学)
家政福祉学科	学 士 (家政学)

看護学部

学科	学位の種類
看護学科	学 士 (看護学)